

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、公正かつ透明な継続的企業活動により社会に貢献するとともに、収益を向上させ資本の提供者である株主に利益を還元することを経営の基本目的とし、その実現のため以下の通りコーポレートガバナンス（企業活動を律する枠組み）の充実に努めております。

1. 株主の権利保護及び株主平等の確保

当社は、コーポレートガバナンスの要である株主の権利を実質的に保障するために、開かれた株主総会を目指し、株主が株主総会に参加しやすい環境を整備するとともに経営者と株主がコミュニケーションをとれるように努めております。

また、当社は、株主平等の原則に従って、当社の企業活動が特定の株主の利益に偏り実質的に他の株主の権利侵害となることがないように株主間の公平性の確保に努めるとともに、適切な情報開示を行っております。

さらに、企業行動指針において、一般株主の保護のため一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を1名以上確保する旨を定め、経営陣から独立した独立役員の確保に努めています。

2. ステークホルダーとの関係

当社は、株主だけでなく、従業員、債権者、取引先、顧客、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）についても円滑・良好な関係を構築することが継続的な企業活動を行うために不可欠であると認識し、「技術への挑戦と顧客からの信頼」、「人間性の尊重」、及び「地域社会への貢献」

を企業理念に掲げ、製品品質と顧客満足の向上、従業員の生活の安定・向上、地域社会における環境保全活動、債権者への適切な情報提供、取引先への指導・協力などに努めております。

3. 情報開示と透明性

当社は、株主の適切な権利行使と市場における投資家の適切な企業評価のために、当社の企業活動について迅速かつ適切な情報開示を行うとともに、情報に容易にアクセスできるよう自社のホームページを利用するなど社内体制の整備を進めており、また、情報管理については、内部者取引管理規則を制定し、役員、従業員、支配株主などの会社関係者によるインサイダー取引その他の不正行為を未然に防止する体制を確立し、株主・投資家の信頼を得られるよう努めております。

4. 経営・業務執行の監視・監督

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、毎月1回定例取締役会を開催しております。また、監査役会は、常勤監査役1名、非常勤社外監査役3名で構成されており、各監査役は、取締役とは職責を異にする独立機関であることを充分認識し、取締役会に出席し積極的に意見の表明を行っており、十分な経営チェックを行える体制となっております。社外監査役は、第三者的立場及び専門的見地から当社の経営意思決定者に対し、適切なアドバイスをしております。また、当社と会計監査人（新日本有限責任監査法人）との間では、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、公正かつ適切な会計監査が実施されております。

さらに、当社は、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図るため執行役員制度を導入しております。また、経営・業務執行の効率性の向上と適正性の確保及びコンプライアンス体制の確立を目的としてグループ内部監査室を設置し、内部監査委員会及びリスク・コンプライアンス委員会の運営を通して経営・業務執行の監視・監督を行うほか子会社の管理を含む内部統制システムの整備・改善を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社A. Cホールディングス	27,379,000	38.37
オカザキファンド投資事業有限責任組合	5,242,000	7.34
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,350,000	1.89
岡崎 由雄	1,050,000	1.47
株式会社M. O. Cグループ	1,000,000	1.40
前田 喜美子	497,000	0.69
田崎 功	383,000	0.53
中束 文和	345,000	0.48
日本証券金融株式会社	316,000	0.44
早坂 天	287,000	0.40

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、双方の監査状況について随時確認及び意見交換を行うとともに、期末及び各四半期決算については、四半期毎にその対象期間の監査の総括及び意見交換を行っております。

内部監査は、グループ内部監査室が計画を立案し、内部統制管掌取締役の承認の下、内部監査委員会が実施しており、内部監査委員長は、監査役及び会計監査人と適宜連絡・調整を行い、内部監査の効率的な実施に努めております。

また、内部監査の結果、重要と判断される事項があった場合は、内部統制管掌取締役より取締役会及び監査役会へ報告することとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
管野 善則	学者													
高吉 廣美	税理士													
藤田 泰三	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
管野 善則	○	非常勤監査役	大学院の教授として豊富な経験と学識を有し、技術者として独立した立場から合理的かつ適切に監査を行うことができ、また、現況及び経歴からみて一般株主と利益相反の生じるおそれがなく経営陣から独立し公正かつ的確な監査を行うことができると判断されるため、独立役員に指定しております。
高吉 廣美	○	非常勤監査役	税務署長の経験を有し、税務・会計の専門家として独立した立場から経営に対し適宜適切なアドバイスを行うことができ、また、現況及び経歴からみて一般株主と利益相反の生じるおそれなく経営陣から独立し公正かつ的確な監査を行うことができると判断されるため、独立役員に指定しております。
藤田 泰三	○	非常勤監査役	大手小売企業での長年のキャリアと企業経営者としての豊富な経験を有し、幅広い知見を活かして経営に対し適宜適切なアドバイスを行うことができ、また、現況及び経歴からみて一般株主と利益相反の生じるおそれなく経営陣から独立し公正かつ的確な監査を行うことができると判断されるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社では社外役員の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考にして独立性を判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績に応じ減額を行うことはあるが、インセンティブ付与については特に制度を導入していない。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、取締役及び監査役ごとに、社外役員を区分し、それぞれの報酬等の総額及び支給対象人員の数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等の額の決定については内規を定めており、報酬については、当該内規に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、世間水準及び従業員給与の最高額との均衡を考慮して、原則として役位に応じた報酬比率で、取締役については取締役会決議を経て、監査役については監査役の協議を経て決定しております。また、退職慰労金については一定の算定基準により、賞与については会社の営業成績に応じて、それぞれ株主総会の決議を経て支給するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して管理部より事前に資料を配付するほか、グループ内部監査室及び管理部において必要に応じて調査等の補助を行うとともに、適宜連絡を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

代表取締役社長の統括の下、各事業(部門)ごとに担当執行役員を置き業務執行を行っております。また、社長直轄のグループ内部監査室を設置し、経営環境の調査・分析及び経営戦略の立案並びに内部統制システム及びマネジメントシステムの整備・運用・監視・改善等を行っております。また、取締役の職務の執行の監査・監督については、取締役会による監督、監査役(会)と会計監査人による各監査のほか、内部監査委員会による内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、従前より監査役会設置会社を採用しております。当社の企業規模では、経営の監督と執行を分離し一定数の社外取締役の確保を要する委員会設置会社は適合しないと考えております。また、当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤の社外監査役3名で構成され、各監査役は経営から独立した立場で取締役会に出席し適宜発言を行っており、常勤の社外監査役は日常的に取締役の業務執行を監視し必要に応じて代表取締役と意見交換を行っておりますので、経営に対し公正かつ適切な監視・監督が行われる体制は現状において十分に機能しているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限よりも早期に発送するように努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算で、毎年5月に定時株主総会を開催しており、集中日は問題となりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業行動指針の中で、情報開示について、「広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を適時適切に開示する」旨を掲げ、ホームページにて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信その他の適時開示資料、招集通知、決議通知、年次報告書、中間報告書、定款、株式取扱規則等	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部(総務課・経理課・グループサポート課)において対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動指針の中で、株主、お客様、従業員、取引先等すべてのステークホルダーに配慮した経営を継続することで、広く社会に信頼される企業を目指すことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社試験機事業部門において環境マネジメントシステムを構築し、自主的な活動として、環境配慮製品の開発や省エネ・省資源、廃棄物の分別・リサイクルの徹底、化学物質の適正管理、地域社会における環境保全活動等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動指針の中で、「広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を適時適切に開示する」旨を掲げております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、組織及び社内規程の整備を行っております。

1. 「取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」
 - 1) 当社は、コンプライアンス全体を統括するため、他の執行部門から独立した部門として、社長直轄のグループ内部監査室を設置する。
 - 2) グループ内部監査室の下に、内部統制システムの整備・運用のため、各種委員会を設置する。
 - 3) 役員及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - 4) 取締役は、法令・定款違反行為を発見した場合、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会及び取締役会に報告することとし、ガバナンス体制の強化を図る。
 - 5) グループ内部監査室は、当社従業員並びに子会社の従業員に対し、当社の内部通報制度及び内部通報の窓口を設置し、適切な運営を図る。
2. 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役は、職務の執行に係る情報については、情報管理規程に基づき適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存・管理する。
3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
 - 1) 内部監査強化のため、内部監査規程を定め、グループ内部監査室の管轄の下、適切な内部監査を実施する。
 - 2) 取締役及び取締役会は、内部監査が適切に行われているか否かを監督し、当社の内部監査体制に問題がある場合には直ちにこれを改善する。
 - 3) 各部門の潜在リスクの洗い出しを適宜行い、評価、管理することによって内部統制システムの強化を図る。
 - 4) 各部門の長は、リスク管理の状況を定期的にグループ内部監査室長、取締役会及び監査役会に報告する。
4. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
 - 1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行なう。
 - 2) 各取締役が適切に職務を分担するとともに、組織規程等を定めて効率的な業務の執行を図る。
 - 3) 業務の運営については、全社的な目標を設定し、各部門において、その目標達成に向け具体策を立案し、的確に実施する。
5. 「会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」
 - 1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針を定め、グループ各社の諸規程を整備する。
 - 2) 子会社の健全経営とグループ経営の強化を図るため、子会社管理規程を定め子会社管理の体制を整備し、子会社の状況に応じて必要・適切な管理を行う。
6. 「財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制」

当社及びグループ各社の財務報告の適正性と信頼性を確保するために、企業行動指針等に基づき必要な体制を整備するとともにその有効性を定期的に評価し改善する。
7. 「反社会的勢力の排除に向けた体制」

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力の排除に必要な社内体制を整備し、警察その他の外部機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、あらゆる関係を遮断する。
8. 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

監査役が職務を補助する者を求めた場合は、必要に応じて、補助スタッフを置くことし、当該スタッフの人事及び業務については、取締役と監査役で意見交換を行い独立性の確保に努める。
9. 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」

取締役及び従業員は、監査役及び監査役会が求める事項については適切かつ速やかに報告する。
10. 「その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制」
 - 1) 監査役は、会計監査人並びにグループ内部監査室との連携体制を充実し、効果的な監査業務を実施する。
 - 2) 代表取締役社長は、監査役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思の疎通を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、体制を整備しております。

- (1) 反社会的勢力排除については、企業行動指針において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察その他の外部機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、あらゆる関係を遮断する。」と謳い、反社会的勢力排除に向けて反社会的勢力対応規程を定め、当該規程の中に以下の基本方針を掲げております。
 - 1) 反社会的勢力とは断固として対決し、一切の関係を排除、遮断する。
 - 2) 不当要求に対しては毅然として拒絶し、民事・刑事両面から法令に則して対応する。
 - 3) 不法事案については事件化を躊躇せず、いかなる場合も裏取引は行わない。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた体制整備については、反社会的勢力対応規程を定め、主として以下のような活動を行っています。
 - 1) 反社会的勢力に対する対応責任者を定め、不当要求防止責任者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条)を選任し、公安委員会に届け出て、警察との連携を密にしている。
 - 2) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、担当者が定期的に地区特殊暴力防止対策協議会の連絡会に出席し所轄警察署及び会員企業との情報交換を行うとともに、反社会的勢力排除に向けた各種研修会・講演会に参加している。
 - 3) 反社会的勢力に関する情報は、主として地区特殊暴力防止対策協議会の連絡会において収集し、担当部署にて一元的に管理・蓄積し、データベースとして活用している。
 - 4) 反社会的勢力に対する対応マニュアルを作成し窓口担当者及び各事業所の責任者に配付し周知徹底を図るとともに、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の作成した教材を使用し、新入社員に対しても被害防止の観点から教育を行っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示体制の概要は以下のとおりです。

1. 代表取締役社長が情報管理最高責任者となり、他の役付取締役の中から適当と判断される者を情報管理責任者に指名し、実務を担当させる。
2. 当社の情報管理責任者は管理部長であり、その指示の下、管理部総務課において情報管理を行う。
3. 各部門の情報管理については、部門長が情報管理者となり、部門内の重要情報の把握に努め、重要情報を確認した場合は、管理部総務課を通して情報管理責任者に報告する。
4. 子会社の情報管理については、グループの報告体制を整備するとともに、グループ経営管理部及び管理部グループサポート課が重要情報の確認を行い、管理部総務課を通して情報管理責任者に報告する。
5. 決算情報については、管理部経理課において経理業務を行う中で日常的に情報の収集・分析を行い、業績予想の修正が必要と見込まれる場合は、管理部総務課を通して情報管理責任者に報告する。
6. 適時開示を要する重要情報であるか否かについては、管理部総務課において法令・諸規則の確認・調査を行い、その結果に基づき情報管理責任者が判断する。
7. 適時開示を行う必要がある場合は、発生事実については発生後遅滞なく、決定事実及び決算情報については取締役会又は代表取締役社長の決定ないし承認後遅滞なく、管理部において適時開示資料を作成し、情報管理責任者及び情報管理最高責任者の承認の下、TDnetにて開示手続きを行う。
8. 適時開示を行った場合は、当社ホームページに適時開示資料を掲載し、広く公開する。

内部統制システム

